

平成30年度第3回
大阪市地域包括支援センター運営協議会

平成30年11月22日（木）

○司会

ただいまから平成30年度第3回大阪市地域包括支援センター運営協議会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます福祉局高齢者施策部認知症施策担当課長代理の大北と申します。よろしくお願いたします。

それでは、まず皆様方のお手元に配付しております資料の確認をお願いいたします。

まず、本日の会議の次第でございます。次に本協議会の設置要綱、それとその次に委員名簿でございます。

以降が資料になりますけれども、右肩の資料番号をご確認いただければと思います。

まず、1点目としまして資料①地域包括支援センター運營業務受託予定法人等の選定についてでございます。資料②としまして、地域包括支援センターの体制強化について（案）でございます。資料①は、現段階ではちょっと配付はさせていただいておりません。事項として①ということにさせていただきます。資料としましては、先ほど申しあげました資料②からです。地域包括支援センターの体制強化について（案）ということと、資料③ということで地域包括支援センター運営方針（案）についてでございます。資料④としまして平成29年度高齢者虐待対応状況についてでございます。資料⑤としまして地域包括支援センター応用評価結果一覧の修正についてでございます。

次に、参考資料といたしまして、参考資料①大阪市の地域ケア会議でございます。最後に参考資料②としまして、地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（厚労省通知）というものでございます。

以上でございますけれども、全ておそろいでしょうか。もし不足等がございましたら事務局までお申し出いただければと思います。

続きまして、委員の皆様のご紹介でございますけれども、本年度3回目の開催ということもありまして、お手元の委員名簿により紹介にかえさせていただきます。

なお、雨師委員、高橋委員、直木委員、早瀬委員におかれましては、ご都合により欠席されております。宮川副委員長は、来られる予定ですがちょっとおくれて来られるということでお聞きしております。

また、事務局職員につきましては時間の関係上省略をさせていただきたいと思っております。

それでは、会議に先立ちまして、福祉局認知症施策・地域包括ケア推進担当部長の井上よりご挨拶を申し上げます。

○井上部長

大阪市福祉局の井上でございます。今年度3回目の地域包括支援センター運営協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、本日ご多忙の中、本協議会にご出席賜りまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより本市高齢者施策の推進にご尽力いただいておりますことをこの場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。

地域包括支援センターにつきましては、皆様ご承知のとおり地域包括ケアシステムの中核的な役割が期待されてございまして、その運営は公正、中立かつ安定的、継続的に行われる必要があるということでございまして、このため、本市におきましては全ての地域包括支援センターを公募による選定を経た上で新たに更新、委託を行うというところでございます。

本日の運営協議会におきましては、今年7月から募集をさせていただきました6区16圏域の地域包括支援センターと6区の認知症強化型地域包括支援センターの運営法人の選定につきましてご審議賜りたいというふうに考えてございます。

また、本年4月施行の改正介護保険法、これに基づきまして7月に国におきます全国統一のセンターの評価指標が示されたところでございまして、この評価結果をもとに保険者は今後、センターの体制充実等につきまして検討する必要があるとございます。

もう一つは、国の評価結果を受けました地域包括支援センター体制整備の考え方でありますとか評価の各項目の内容等を反映いたしました来年度のセンターの運営方針等につきましても協議を頂戴いたしたいというふうに考えてございます。

限られた時間ではございますけれども、皆様方より忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会

本日の運営協議会は、審議会等の設置及び運営に関する指針の基準に基づきまして公開することとなります。ただし一部、議事内容により、会議にお諮りした上で非公開とさせていただく場合がございますので、よろしくお願いいたします。公開となる部分につきましては、ご発言いただいた委員のお名前及び事務局職員の発言者氏名を含めまして議事要旨とともに議事録を作成しまして、本市ホームページにおいて公開することとなりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、今後の会議の進行を白澤委員長にお願いしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○白澤委員長

それでは、皆さん改めましてこんにちは。きょうは第3回の委員会でございますが、大変重要な議題もございますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいりたいと思いますが、事務局にお願いいたします。

○司会

それでは、会議の審議に入ります前にお諮り申し上げます。

議題1、地域包括支援センター運營業務受託予定法人等の選定についてにつきましては、

審議会等の設置及び運営に関する指針において定めております会議の非公開事由の一つである公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる情報というものに当たりますことから、非公開とさせていただきたいと考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○司会

ありがとうございます。

議題の地域包括支援センター運營業務受託予定法人等の選定についての審議につきましては、非公開となりました。

【非公開】

以下の議事について非公開で審議。

議題（１）地域包括支援センター運營業務受託予定法人等の選定について

- ・地域包括支援センター・認知症強化型地域包括支援センターの選定について決定

○白澤委員長

では、次の議題について事務局から説明をお願いいたします。

○多田課長

福祉局の多田でございます。

それでは、地域包括支援センターの体制強化についてということで資料②をごらんください。

今年４月に地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律が施行されました。全市町村が保険者機能を発揮し、地域包括ケアシステムの強化に向けて取り組んでいくということになりました。

この法改正では、「市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講じなければならない。」と定められておりまして、この規定を受けて国におきましてはことし７月に全国統一の評価指標を示しました。

指標には地域包括支援センターの職員配置に係る項目も含まれておりまして、それによりますと、自治体を単位として、センター職員１人が担当する第１号被保険者数が１,５００人以下であることがふさわしいものとされております。

国の調査によりますと、全国の自治体の半数強、５５．２％は既に指標を上回る職員配置を行っているということでございます。本市におきましては、これまで包括圏域ごとに第１号被保険者２,０００人に１名の職員を配置するという基準配置職員に加えまして、自立支援型ケアマネジメントなど特定の業務を担当する職員を配置し、地域包括支援センターの体制強化を図ってまいりましたですけれども、それらの担当職員も含めて全国統一の評価

指標は下回っているというような状況でございます。

さらに、本市の地域包括支援センターでは、平成28年度から29年度の1年間で約5万件増加しているなど、相談件数が現基準で包括の配置を始めました平成22年度と比較すると2.8倍に増加しております。また、要支援・要介護認定者数の割合が全国平均よりも高い状況が続いているなど、他都市と比較しても職員1人当たりの業務量が多く、常に業務が繁忙な状況となっており、むしろ全国の平均的な自治体と比較しても体制強化の必要性というのは高いものと考えております。

そこで、平成31年度につきましては全国統一の指標を目標に体制の強化を図ってまいりたいと考えております。しかしながら、指標に基づく増配置は、今のところの試算では全包括に一律に配置できる人員規模とはならない見込みとなっております。そのため、総合相談対応数であるとか虐待の対応件数、またケアマネ支援数など客観的指標に基づき、高齢者支援の充実がより求められる圏域を選定いたしまして、その圏域を担当する地域包括支援センターに重点的に人員を配置していきたいと考えております。

委員の皆様方からは、体制を強化する地域包括支援センターの選定方法やその視点などについてご意見を頂戴したいと考えております。

本日、委員の皆様からご意見をいただいた上で検討をさらに進めさせていただき、次回の第4回運営協議会の場で決定させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○白澤委員長

どうもありがとうございます。

国は高齢者数の状況が1,500人以下が1人当たりの高齢者数だと、こういうふうに規定しているわけですが、まだそこまで至っていない。ただ、相談件数が随分ふえているので人員の整備をしたいということなんですが、どういう基準で整備をしていったらいいのかという意見ということでございます。いかがでしょうか。

○新田委員

よろしいですか。

○白澤委員長

はい。

○新田委員

実は、これに関しては今まで人をふやして、そのかわりに業務をふやせだったんですよ。今回初めて配置基準をふやしていただくということで、66か所の地域包括があるんですけども、非常にありがたいなど。ただ、何かどこかで基準をつくらんといかんということで、先ほど事務局から提案があった例えば相談件数、1年さかのぼるのか2年なのか、それから虐待件数、ただ、それは延べなのか実なのかとか、相談、質の中身はどうなんやというたらこれは話が決まらないと思うんですよ。だから、どこかで切って、例えば配置基

準で割って1人当たりの業務量を出して比較して、66包括の中から例えば0.5であれば30か所、1人であれば15か所になるわけですか。それについてどこかで幾つかの評価基準を出した中でもう決めていただくと。それは、いわゆる今まで頑張ってきた相談等を行っている、ケアマネ支援を行っている、虐待対応を行っている包括に対するインセンティブというか、成功報酬という言い方は悪いんですけども、そういう意味では包括的には一つのやる気になるん違うかなという形で、そういうどこかで割り切った幾つかの今までの評価があるわけですから、その数字を1人当たりで割って比較していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○白澤委員長

ほかにいかがですか。

これ、しかし変動していくよね。今のような話、新田委員がおっしゃっているようなことを言うと、相談ケースが減ったりするとどうなるのかとか。

○新田委員

ただ、1年というよりは、できれば1回やったら、さっき言った過去1年か3年さかのぼるかわかりませんが、例えば3年間それでいくとか。

○白澤委員長

それでいかないと困るよね。

○新田委員

そうですね。毎年また変えていったら数だけ上げていっても困るわけですから、だから例えば3年はいこうと。

○白澤委員長

一つ今ご意見が出ているのは総合相談の件数と虐待件数。

○新田委員

あとはケア会議、ケアマネ支援ですか。

○白澤委員長

うん。4つが地域包括の大きな業務になるんですが、そこら辺で何かを一つの指標にして決めて、3年間はそのままと。

それでは西嶋委員。

○西嶋委員

ちょっと確認だけさせてもらいたいんですけども、今までは2,000人と色々な業務にかかわってプラスをされてきたということで、今回1,500人ということで基準が出たということ、そこはもう一度基準を全部つくり直すということを考えてられるのか、例えば今ある基準、そういったのでプラス部分を配置していくというふうに考えられるのか、多分、実際に運営されている包括のほうで大きな変動があるとなかなか厳しい面も出てくるのかなというふうに思ったものですから、どういった方針でそこは考えていかれるのかな

というのを教えていただけたらなと思っているんですけども。

○白澤委員長

どうぞ、事務局。

○多田課長

国の要綱に基づきます2,000人に1名の配置基準というのは包括ごとの配置基準でございまして、これは一定、守るつもりにしております。

今回の1,500人に1名というのは自治体ごとの一つの指標ということになっておりますので、例えば1,500人に1名の考え方で大阪市全体で考えたときに何名かプラスになるときに、それを例えば包括ごとに見たときに、包括ごとに1,500人に1人に必ずしもならないということになりまして、若干考え方を2つの基準でいくというような形でわかりにくいとは思いますが、包括ごとには一定、高齢者人口2,000人に1人という基準を守りつつ、大阪市全体で見たときに1,500人に1人にするには何人体制が必要かということを考えて、今回のように、今ご意見をいただいておりますように重点的に評価すべき圏域を設定して、そこからプラス2,000人に1人の包括ごとの基準の上に積んでいくということを今のところは考えております。

○白澤委員長

よろしいですか。

○西嶋委員

今の基準にプラス、今の上に載せていく考え方ということで、そこは下げたような感じで一から出直しということではないということでしょうか。

○多田課長

そうです。

○白澤委員長

ほかにいかがでしょうか。

○宮川副委員長 いいですか。

○白澤委員長 はい、どうぞ。

○宮川副委員長 今のご説明、ちょっと僕の中でわかりにくかったんですけども、基本的にこの文章を読みますと、評価部分を見ると、基本的に国は初めてというか、新たに基準を出されて、要はセンター3職種に関して高齢者数2,000人に対して1人じゃなくて、1,500人に対して1人ということを言い出したと思うんですよ。これ、非常にシンプルな話で、単純に言うと今まで2,000人に対して1人、それが1,500人になるんだから二十数%恐らく包括の人数は大阪市全体で捉えたとしてもふえなくちゃいけない、基本的には2割以上、恐らく。ただし、大阪市は特別に、2,000人に1人だけれどもプラスアルファで幾つかの基準によってプラスに乗っけてきていたということの基準は素晴らしいことであって、数が充足されていれば当然オーケーなわけだけれども、まずは1,500人に対してどれだけ国が示した基準でいえば何人が必要なのか、大阪市全体で結構ですから、それを

個々に一遍に当てはめるといことは乱暴な話になるので、それを心配されているご意見が今まで出てきているわけです。

まずは、トータルでどれだけの数が本当に必要なのか、国基準を守るとするならばということを出していただかないと、次のステップの話にはならないですよ。十分それだけやってもクリアできるだけの今のプラスアルファがあるんだということであれば、その足りない分をどうしていくかというのが今、課長がご説明された方向性でいいとは思いますが、それと余りに乖離が激しければ、これは市民に対して、ほかの市町村に対して大阪市だけが特別緩い基準になってしまうのであれば、それは不利益をこうむることになってしまうので、まず人数をきちっと出した上でのお話にいただかないと次のステップに進めないというふうに思うんですけどね。

○白澤委員長

事務局、ありますか。

○多田課長

基準につきましては、予算要求の関係もあるんですけども、今一定大阪市全体で自治体レベルで1,500人に1名の職員配置を考えたりするとどれぐらいになるのかというのは、参考で一番下の行に書かせていただいております。第1号被保険者数が69万3,968人、それを1,500人で割りますと463になると。現行が、上のほうに書かせていただいておりますけれども、基準職員、それからランチ、地域ケア推進担当、自立支援型等を合わせますと448名になりますので、この差が自治体ごとの1,500人に1名を言うときに一つの指標になるのではないかなということは考えております。

○宮川副委員長

ということは、シンプルに15名の人を来年度ふやせば一応はクリアできるということですよ。ですから、それを目標にやっていくということですよ。それをあとは、白澤委員長がおっしゃったとおり、年度によっての差はあるだろうけれども、少なくとも当初それでスタートしてあげないと、老人人口が激変するなんていうことがあればそれはそうでしょうけれども、そうでない限り15名が当面の目標となってくるんですか。はい、ありがとうございます。

○白澤委員長

ほかにいかがでしょうか。

大阪市は今まで0.5人とかいろんな議論があって、僕は余り0.5人というのはよくないと。本当に0.5人の仕事をしているのかというのがなかなかわからなくて、1人となっていて必ず人はいると。0.5人というと、どこであとの0.5人がどうなっているのかわかりにくいと。そういう意味では、できる限り1人という単位で配置をしていくというのが非常に大事ななというように思っているんですが。ただ、今の数字というのは15ですから、地域包括の3か所に1つぐらいになるんですかね。

○新田委員

よろしいですか。

○白澤委員長

はい。

○新田委員

ただ、もちろん人を0.5に割れなくて、今まで0.5で困っていたんですけれども、66というのが15ということになったら、例えば15の実績と16の実績で配置が全然違ってくるんですよ。

それと、もっと現実的に言えば、配置基準が3.5でいいところで4人加配というか、4人いてるところもあるんですよ。そうしたときに、もちろん0.5というのはよくないんですけれども、0.5で考えたら15か所ではなくて30か所という話もあるのが、約2分の1が拾えるんですよ。

○白澤委員長

そうすると、そこら辺配慮するとすれば、できる限り0.5の部分というのは1人でとると。0.5がいっぱい並んでいるというのは困ると、こういう話も同時に起こる話だと思うんです。これ多分子算要求と絡んでいるんだろうと思うんですが、もう少し、15という数字って一つ一つの包括を見たら1,500という数字をクリアしているのかどうかというのを一つ一つの包括で見た場合とどう違うんですか。

○多田課長

一つ一つの包括ごとに1,500人に1人の基準にしますと相当数の職員増が必要というふうに計算上はなりますので、まずは国の基準であります自治体ごとにこの基準、1,500人に1名というところをまずは第1段階で出すのが現実的かなというふうに思っております。

○白澤委員長

いや、恐らく15人で済まないんだと思うんですね、これ。各地域包括を一つ一つ見ていって、足りない場合に埋めていくと数が結構ふえると。それ以上は、地域包括が大変厳しいという状況があるんだったら、予算要求できちっとそういう意味でこのところは保障されているかどうかの確認をするという作業も必要なんじゃないか。あえて大阪市としてあっても、一つ一つの包括でその意味ではクリアできていない場合もある。

ということで、正論から言うと一つ一つの包括がクリアできているかという確認をして、ましてや今から高齢者はふえるわけですから、そういう意味では少し余裕を持った対応をしておいたほうがいいんじゃないかなというのは個人的に思うんですが、ほかにいかがでしょうか。

きょうは審議というか、何か決定するというよりもいろんなアイデアを皆さん方からいただく。最終的には、これはお金の問題も絡むわけですから、今から今の予算の中でご議論いただくことになるんだろうと思いますし、余り3年間変動しない形でお渡しをするということと、新田委員から0.5人でもいいんじゃないかと。しかし、そのときの議論というのは僕、何か0.5人でいくけれども1人になるようにするというような条件が必要な

気がするんですが、そういうことも勘案して事務局でご検討いただくというのでよろしいでしょうか。

ほかに何かございませんでしょうか。

それでは、体制強化を図っていくということで委員の皆さん方からも大変大事なことで、こういうことの評価を得ましたが、具体策につきましては事務局のほうでご検討いただく、こういうふうにさせていただきたいと思います。

それでは、続きましてきょうの審議事項のもう一つ、地域包括支援センター運営方針（案）について事務局からご説明をお願いいたします。

○多田課長

福祉局の多田でございます。

それでは、議題3 地域包括支援センター運営方針（案）につきましてご説明いたします。資料③をごらんください。

本市では、この運営協議会での議論を経まして、包括的支援事業の実施に係る運営方針を地域包括支援センターに示しております。今年度は、介護保険法の改正の趣旨である自立支援・重度化防止を受けて、自立支援型ケアマネジメントに資する地域ケア会議の項目を追加いたしました。

来年度の運営方針を地域包括支援センターに示すに当たりまして、ことし7月に国から示されました、先ほどもご説明しましたけれども、地域包括支援センターの事業に関する全国統一の評価指標の視点等も盛り込んでいく必要があると考えております。運営方針につきましても、ご意見をいただいた上で、次回の協議会の場で決定していきたいと考えております。

それでは、資料③の運営方針（案）をごらんください。

今回、来年度に向けて追加する部分を太字にしまして、下線を引いております。

まず、前文につきましてですけれども、「地域包括ケアシステムの構築」を「地域包括ケアシステムの深化・推進」に変更しております。これは、高齢者保健福祉計画に合わせる形で「構築」を次に「深化・推進」させていくということに計画上もしておりますので、合わせております。

次に、4番目ですけれども、介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針につきまして、「多様な地域の社会資源の活用」を追加いたしました。これは、国が示しました全国統一の評価指標におきまして、このような多様な地域の社会資源は複数の項目で評価対象となっていることから、こうした視点を入れることを考えました。

また、5番目、介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針につきましても、全国統一の評価指標を参考に、「介護支援専門員のニーズに基づいて、計画的に」支援を行うということを入れております。

6番目、地域ケア会議の運営方針につきましては、地域課題の取りまとめや課題対応に

取り組むことは、個別ケア会議、自立支援に資するケア会議の双方に関係することでございますので、まとめた記載となるよう上に出してきております。

7番目、区との連携方針につきましては、各区独自の地域課題などに対応するため、区運協などで議論した内容を事業計画に反映させるということを明記いたしました。これまでの1項目め、区の運協に報告を上げるだけでなく、地域包括支援センターは区運協と一体として、その方針に基づき地域の高齢者支援を進めることを反映させたものでございます。

最後に、裏面をごらんください。

最後の9番目でございますけれども、その他に、これも全国統一の指標におきまして個人情報保護関連が複数の項目で評価の対象となっていることでありますことや、昨年度、一昨年度、地域包括支援センターにおきまして個人情報の漏えい事故が複数件起こったことも受けまして、個人情報保護に関する方針を追加しております。

変更点については以上です。よろしくお願いたします。

○白澤委員長

どうもありがとうございます。

何かいろんな会議があつて大変ややこしいですね。これ、あれもちょっと説明してもらったらどうかと思ったんですが、大阪市の地域ケア会議、多分これと関係しているんだろうと思うんです。大阪市はどういう会議がどういうようにつながっているのかというのを少しご説明いただくとありがたい。

○多田課長

大阪市の地域ケア会議の体制につきましては、後ろから2つ目の参考資料①をごらんください。

地域ケア会議につきましては、まず一番左の包括圏域ごとに、地域包括支援センターにおきまして地域ケア個別会議を行っております。これは、支援困難件数の支援方針を関係者が集まり検討するという会議でございますけれども、下に強調しておりますけれども、31年度からはこれに加えまして要支援認定を受けた方のケアマネジメントを検討する地域ケア会議も開始しております。

こうした2つの地域ケア個別会議、また自立支援型のケア会議で個別事例の検討を通じて見えてきた地域に共通する課題を取りまとめます。その結果を区レベルの地域ケア推進会議、これは各区の運営協議会と兼ねているところが多いですけれども、区の地域ケア推進会議で包括から出てきた地域課題の内容について検討を行い、その解決に向けて、包括圏域で取り組むべき課題か区域で取り組むべき課題か市レベルで取り組んでいく課題かについて区分けをいたします。それで、それぞれのところで解決に向けて取り組んでいくというような流れになっております。

市レベルの課題につきましては、各区の地域ケア推進会議から市レベル、一番右ですけれども、市地域ケア推進会議、これは本日の市運営協議会と兼ねておりますけれども、こ

こで地域ケア会議から見えてきた市レベルの課題について集約を行うというような、そういう仕組みになっております。

○白澤委員長

そういうことをベースにして運営方針を見ていただくということで、地域ケア個別会議や自立支援型ケアマネジメントと地域ケア推進会議と、こういうようにいろんなことが並んでいますが、こういうかかわりの中で位置づけをしていると、こういうことでございます。何かご質問なりご意見ございませんでしょうか。

○新田委員

確認でいいですか。

○白澤委員長

はい。

○新田委員

参考資料の今説明があった絵の中で地域ケア会議はどこに入るんですか。

○多田課長

地域ケア会議は3種類ございまして、まず地域ケア個別会議、個別の支援方針とかケアマネジメントを検討する個別会議、それとその振り返りを行う会議、ここにはちょっと書かれておりませんが、それと見えてきた課題の取りまとめを行う会議、それと地域ケア推進会議、区レベル、市レベル、これらを全て地域ケア会議としております。

○新田委員

絵の中に落とし込んでくれたほうがわかりやすいというか……。

○多田課長

申しわけありません。修正をさせていただきます。

○白澤委員長

地域包括がわからなかったら困るね。

○新田委員 いいです。

○白澤委員長 いいの。

国は、地域ケア個別会議と地域ケア推進会議をあわせて地域ケア会議と言っている。ここで言えば、地域ケア個別会議がここにあるのと、大阪市の場合は区と市があるから2つの会議と、こういうようにあわせて地域ケア会議と言っているということで、いいんですが、それでは自立支援型のやつも地域ケア会議の一つだと、こういうように大阪市は位置づけている。ここがもしかしたら違うところかもわからない。ここは恐らく、全国的に要は地域ケア個別会議というのと自立支援型ケアマネジメントというのを一体的にやっているとところが多いわけで、大阪市はそこを少し整理して両方やると、こういうようになっていんじゃないかと思いますが、よろしいでしょうか。それを運営方針の中できちっと位置づける、こういうことだと思いますが、よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

きょうは地域福祉課も来ているんですけども、これは8050問題なんかになると地域福祉とうまく接点をとれるのか。昔の3層5段階みたいな話になります。接点をうまくとれるかどうか。

○坂田部長

生活福祉部長の坂田です。

今、地域ケア会議の話につきましては、法定の会議というようになっていきますので、こういう法定の会議を使って今、つながる場というのをこれから31年度でやらせていただくと思ってまして、それは複合的な問題を解決していくということになりますので、高齢の分から出てきた複合的な課題については地域ケア会議なんかを中心につなげる場ということで今の方が集まっていたら課題を解決していくということでやらせていただく。31年から全市的にやっというと思っておりますので、それについて地域福祉と高齢のケア会議というのは影響がちょっと出るかなというふうに考えています。

○白澤委員長

よろしいですか。だから、いわゆる地域ケア個別会議は自立支援型ケアマネジメントをしている地域ケア会議の中で8050問題があるとつながりの場というところにつなげていくというまた会議がある、こういういろんな会議をつくるということですか。そういうことでよろしいでしょうか。

○坂田部長

新たな会議をつくるというか、この会議を拡大してやっというということです。

○白澤委員長

これを拡大して。

○坂田部長

地域ケア会議の法的根拠を活用してその会議をつくることになります。

○白澤委員長

わかりました。

はい、どうぞ。

○上田委員

すみません、ちょっとわからなくて聞くんですけども、地域ケア個別会議とかいろいろな会議がとにかくいっぱいありまして、今見えてきた課題をまず地域包括支援センターで話し合っって区レベル、市レベルにいくんですけども、具体的に例えばどんなことが区の会議で上げられて、具体的にどういうことが市のレベルになるのか、ちょっと例で示していただくとわかるかなと思うんですけども。

○白澤委員長

事務局、いかがでしょうか。

○多田課長

毎年、地域ケア会議から出てきた課題につきまして、地域ケア推進会議で整理されたも

のが区の運協、市の運協のほうに報告されております。すごく項目としましては認知症、それから複合的課題、権利擁護、そういったことが大きな柱として上がってきている状況でございます。非常に細かい課題がそれぞれの各区から上がってきておりまして、一例として、ちょっと準備不足もありまして委員にぱっとご提示できないんですけれども、例えば認知症高齢者がふえているけれどもなかなか地域の住民の認識とか理解不足があるというようなことがあって、それに関して包括圏域でしたら包括圏域で例えば徘徊訓練とか認知症の方への声かけの訓練とかそういう地域団体と一緒に認知症の方の理解が進むような、そういう勉強会であるとか取り組みをするというような、そういう課題が包括圏域ではあります。

例えば、区域でしたら区民のそういう認知症への理解が深まるために区民対象の講演会であるとか、例えば多職種、専門職向けの講演会、勉強会を区レベルでやっていくとか、市域では例えばもっと大々的にキャンペーンを張るとかマスコミを使うとか、そういう広く認知症の理解が深まるようにとか、余りいい事例ではなかったんですけれども、そのように理解を深め、例えば認知症の啓発をするためにはそれぞれの役割、区域でやることあるんじゃないかというような、そういう提案もございました。

○白澤委員長

よろしいですか。

○上田委員 はい。

○白澤委員長

ほかにいかがでしょうか。

運営方針の話であって、これは参考までということを出してもらったんですが、実は大変この図って重要な意味を持っていて、気になっているのは、複合的な問題があったときにこの対応とどういうふうにもうまくジョイントさせていくのかと。先ほど、つなぎの場という話がありましたが、現実には地域には地域包括もあれば生活困窮者の相談センターもあれば、あるいは障害の相談支援事業所もある。そこがどううまく、やっぱりどこかが中心にならないかんのか、全く別個のつなぎの場というのをつくらせてやっていくのか、これは全国の動向を見ると、生活困窮者相談センターを中心にやろうとしているところもあれば地域包括を中心にやろうとしているところもある。そういう中で大阪市がどういうような方向でそのあたりをつなぎの場という独立したもので1点つくり上げていくのか、場所はないけれども形というんですか、そういうようなことがこの中にうまくイメージできると、全ての世代を介した支援ができる道筋ができてくるということで、大変重要な手だと思います。

ほかにご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、運営方針、ここに書いてある6のところを理解していただくために準備もしたんですが、お認めをさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○白澤委員長

どうもありがとうございます。

それでは、審議事項はこれで終わりです。報告事項が何点がございしますが、1番目の報告事項は平成29年度高齢者虐待対応状況について、事務局からご説明をお願いします。

○向井課長

福祉局生活福祉部相談支援担当課長の向井でございます。よろしくお願いします。

皆さんのお手元の資料④をごらんください。平成29年度高齢者虐待対応状況についてということでご報告させていただきます。

1枚めくっていただきまして、いつも正式な高齢者虐待の厚労省の統計につきましては12月ごろにプレスリリースされる予定なので、今回は大阪市の速報値ということでご報告をさせていただきます。

資料を1枚めくっていただきまして下段なんですけど、養護者による虐待ということで、おうちで発生するものにつきまして、その虐待について説明をさせていただいています。

件数的には、ちょっとでこぼこはありますがおおむね増加傾向ということで、平成29年度は昨年度よりもさらに増加しまして、960件の相談・通報届け出を受け付けております。そのうち353件が虐待と判断され、判断した率につきましては36.8%ということになっております。

1枚めくっていただきまして、資料の番号は3になっておりますけれども、どのような方からそのような相談や通報があるのかということをお示しさせていただいております。これは大阪府下の特徴的な状況でして、警察からの相談、通報が最も多いということになっております。これは、全国的に見ますと大阪で2番目に書いてありますケアマネジャー、介護支援専門員さんから全国的には多いんですが、大阪府は府警本部さんが非常に熱心に通報してきてくださっているということで、第1位、これは府下全体というような傾向になっております。

その次、下段にまいりまして、どのような虐待類型が多いのかということですが、一番上に、目につきやすいというかわかりやすい身体的虐待が全体の中でも一番多いということですが、実際の虐待につきましては、身体的虐待がそれだけで起こっているというのではなくて、たたかれるだけではなくて、いろんなことを言われて精神的にも虐待を受けられ心理的虐待があったり、お金をとられたり、それだけではなくて介護もしてもらえないということはいわゆるネグレクト、放置・放棄と経済的虐待がセットになっているというような複合的、類型としては幾つかのものにわたって発生しているというのが現状になります。

次に、右側に移っていただきたいんですが、どのような方が虐待を受けやすいかということなんですが、まずは男性よりも女性が、そして年齢は上がれば上がるほど、介護度につきましては、これも上がれば上がるほど虐待を受ける率が高くなっております。ここには発生数を載せさせていただいておりますけれども、例えば大阪市の高齢者の男性、女性

の数を分母にさせていただいた場合も、女性のほうの発生率が男性より高い。年齢につきましても、5歳刻みを分母に大阪市の人口をした場合も発生率はどんどん上がっている、要介護度も同じということです。そして、虐待と最も関係があるのが認知症でして、認知症がある方につきましては非常に虐待が発生しやすいということも統計上はわかってきております。

次に、下段ですが、どのような方が養護者による虐待者となり得るかということなんですが、一番多いのが息子で全体の38.3%、娘と足して子供からの虐待というのが全体の半分以上を占めているというところが現状です。これは、国勢調査で大阪市で高齢のお母ちゃんと息子または娘の世帯の数を分母にしたときも、やはり息子とおばあちゃんの世帯で発生している率というのがここにある数だけじゃなくて発生率としても高いということがわかっております。

1枚めくっていただきまして、次は要介護施設従事者等による虐待ということで、施設における虐待とかケアマネジャーさんとかヘルパーさんから、居宅サービスにおいてもそういう介護の従事者からの虐待がどれぐらい発生しているのかというのを示しております。これにつきましては非常に年々増加しておりまして、特にサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等いろいろ高齢者の施設もふえておりますけれども、要介護施設従事者の要介護施設に当たるところに入所されている方も非常にふえておるということで、件数が増加しております。入所の方の数等も含めましても、通報率、発生率ともに少しずつ上がってきているという現状にあります。

どのような虐待が施設の中で起きているのかということですが、これにつきましては身体的虐待が最も多いということがわかっております。

次のページ以降は今説明させていただいたものの詳しい表になっておりますので、パワーポイントの資料で虐待状況について説明をさせていただきました。

以上です。

○白澤委員長

どうもありがとうございます。何かご質問ございませんでしょうか。

これは、警察が結局高いというのは、大阪府というんですか、そしたら大阪市以外もやっぱりそういうふうの高いんですか。

○向井課長

府下全域の状況でして、府警本部が届けごとの単位なので非常に多い。これは多分、児童虐待とか障害者虐待、DVも含めて非常に大阪府警さんが積極的に通報されているというのがあります。

あと、ちょっとつけ加えて言いますと、警察からの通報の特徴としましては、虐待でない判断される通報が非常に多いというのがあります。あと、もう一つは非常に深刻なもの通報があるということもあるので、そういう意味では警察からの通報は軽視できないという点があります。

○白澤委員長

どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○小林オブザーバー 高齢者虐待が数がふえているというのは表でわかるんですが、この表を見ると息子さんが多いみたいで、介護の息子さんというのはご自身で虐待しているという認識があるのかですとか、あと介護疲れであるとか、そういうなぜ虐待したかという理由はどの辺にあるんでしょうか。

○向井課長

分析として幾つか挙げているものがありまして、実はこれ順位で息子、娘や夫、妻というふうになっていますが、やはり男性の介護者というのは女性と違っていろんな意味で不慣れという部分もありますし、地域からのサービスの提供を受けにくいというか、ややこもりがちな部分もあって、一人で抱えやすいということもあって、男性の介護者としての一つのくくりがあるのかなということがあります。

あともう一つは、おっしゃっていただいた虐待しているという認識があるのかどうかという点につきましては、まず一つは、虐待の判断として虐待者が自分は虐待をしているという認識があるかないかは関係ないということにしていますので、多分ない方も多いんだと思います。その理由は、なぜかという、やはり虐待ですということでお母ちゃんかおじいちゃんをお呼びしたときに、私は虐待をしていない、何でそんなことを言うのかという答えは非常に養護者から多いので、そういう意味では虐待者としての認識というのはほぼないのかなというふうに思っております。

ただ、どの方も非常に一生懸命介護をした上で虐待になってしまったという状況もありますので、そこはいわゆる刑法で罰するのではなくて、その方にも一定の支援が必要だという虐待防止法の理念に沿って私たちは対応していかないとあかんかなというふうに考えております。

○小林オブザーバー

ありがとうございます。

虐待されている方もそうなんですけれども、認識がなくて虐待している、もしくは虐待されている方自身も虐待されているという認識がない場合があります。虐待はふえているんですけれども、実際そういう権利擁護に関する対応として後見制度ですよ。27年度から件数がどんどん下がってはいるんですけれども、大阪府のほうでは市民後見の活用ですとか結構訪問とかでわかってはいると思うんです。この件数が下がっているという部分は日常生活、これは自立支援事業も含めてどのように考えられていますか。

○向井課長

市長申し立ての件数。

○小林オブザーバー そうですね。これは市長申し立てのみの件数ですか。

○向井課長

通報件数ですか。

○小林オブザーバー ごめんなさい、後ろのほうの表の10番の権利擁護に関する対応のところです。

○向井課長

確かに、これを見ますと件数は減っています。実際、虐待の対応の終結として、マニュアルにも書いているんですけども、市長申し立て、成年後見制度を最後に使って虐待を終結させていくというのが一つの流れで、虐待の数がふえればその分だけ成年後見制度の市長申し立ての数は普通はふえていくべきというふうに思っているんです。一方で、通報はふえていますけれども、先ほども申し上げましたように、虐待と判断した数というのは実は減っているんです。それは多分、虐待に至るもっと前の段階での通報を関係機関やご近所の方からいただけているという意味では、この間の10年にわたる虐待に関する広報が少しずつ実を結んでいるのではないかなというふうに、ちょっとプラスに評価をしています。

○小林オブザーバー

わかりました。実際、包括さんからもそうなんですけれども、4月から後見のつなげる相談が50件は超えているんです。ですので、私の感覚としては虐待もしくは後見制度が必要という方がふえているというような認識なんです。これは包括さんだけの問題ではなくて、三士会もそうですし私どもの行政書士会もそうですが、チームとして医療も介護も全て一丸となって、本人の利益を守るという活動が必要なのかなと思います。

○白澤委員長

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

それでは、ご報告いただきましてどうもありがとうございます。

続きまして、次の報告ですが、地域包括支援センター応用評価結果一覧の修正について事務局からご説明をお願いします。

○多田課長

福祉局の多田でございます。

それでは、報告2といたしまして、資料⑤をごらんください。

第2回の市の運営協議会で地域包括支援センターの評価についてご承認いただいたところでございますけれども、東住吉区の応用評価結果につきまして修正がございました。修正箇所は網かけで白抜きしております。

この理由でございますけれども、東住吉区役所からの報告誤りがございまして、東住吉区包括、矢田包括、東住吉北包括の結果の修正が必要となりました。原因といたしましては、評価結果の一覧のエクセルシートの包括名の並びがここに左から東住吉区矢田、中野、東住吉北という並びにしておりますけれども、東住吉区の中で使用している包括の並びと違っていたということで、包括名の確認が不十分で、区担当者がその並びが自分たちが日ごろ使っている並びと違っているのに気づかずに入力して報告されたということでござ

いました。

こちらといたしましては、数回にわたりまして確認を依頼しておりましたけれども、担当者が誤りに気づかなかったということで、結果として不幸中と幸いと申しますか、全体としての二重丸と丸の数、平均点には影響がございませんでした。

ですので、今後の対応といたしましては、ミスをなくしていくために評価結果の一覧の包括の並び順は、区で常時使用しております並び順にこちらのほうが修正させていただきたいというふうに思っております。

なお、修正させていただきました内容で10月31日にホームページに公表させていただいております。

以上でございます。

○白澤委員長

ということで、修正ということですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○白澤委員長

それでは、事務局、ほかにご説明ありましたらお願いします。

○多田課長

今後、次回の第4回運営協議会の日程についてお知らせをさせていただきます。

○白澤委員長

これ、やらんでええの、参考資料の②は。

○多田課長

すみません。参考資料②につきましては、先ほどから体制評価のところとか運営方針、部局方針のところでもご説明させていただきましたけれども、国におきましてことし7月に地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化についてということで、全国統一の評価基準が示されたということをしり返しご説明いたしましたけれども、その通知と評価の指標と内容でございます。今回は参考につけさせていただいております。このようなものが国から示されまして、大阪市におきましても包括の評価につきましてこれに基づいて変更する必要があるのかどうかも含めまして、評価部会にお諮りしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○白澤委員長

ということで、これは評価部会でご議論いただくということで、せっかく大阪市がつくってきて、それなりの一定の地域包括のレベルを上げていくのに大変貢献してきたわけですが、国が考えているものとどう整合性を持つのかというのを評価部会でご検討いただき、本委員会のほうにご提案いただく、こういう形で進めさせていただきたいと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

それではどうぞ。

○多田課長

それでは、第4回運営協議会の日程についてでございますけれども、次回は平成31年度の事業実施体制や評価基準などについてご審議いただく予定でございます。事務局といたしまして、平成31年2月25日月曜日2時からの開催を予定しておりますので、ご予定をお願いいたします。2月25日月曜日でございます。

○白澤委員長

それでは、事務局のほうに、なければお返しをさせていただきます。どうもありがとうございます。

○日裏委員

すみません、お願いなんですけれども、質問ではなくて。よろしいでしょうか。

○白澤委員長

はい、どうぞ。

○日裏委員 すみません。

在宅支援をさせていただいて15年ぐらいになるんですが、このところに参加させていただいていろんなお話を聞かせていただいている中で、やっぱり一番現場のところが全然わかっただけにないというのがすごく大きい事柄でありまして、地域包括支援センターの体制強化とかいろんなところをお話しされていますけれども、今一番心を痛めるもしくはある程度の支援を必要とする年齢になりまして、事業所自体も、それから包括のいろんなケアマネジャーさんとか、それで介護支援専門員の方とかの言葉がすごく入っているんですが、心がないというか、やっぱり長になられる方の人間力、そういうものの指導をもう少ししていただけたらとすごく感じています。この会議に出させていただいて、いろんな努力をされていたり高齢者の方のためにいろんなことをされているのはすごく頭の下がる思いもしていますが、現場の人間として高齢者の方の本当の心のところがわかっておられるのかどうか、いつもお聞きしていて思っています。

だから、やっぱり高齢者の方たちに携わる方のセンター長にしる事業所の所長にしる、ケアマネジャーさんにしろサ責の人にしろ、やっぱりサ責の人がヘルパーさんを指導している立場にあると思いますし、そういう方々の人間力をもうちょっと意識して持っていただきたい。だから、高齢者の方が相談に行きたいけれども、センター長の横柄な言葉によって気持ちが引込んでしまった、そういう方もたくさんおられますし、地域の私たちも活動に参加させていただいていますが、やっぱり出てこられる方は本当に出てこられて自立意識もあって意欲もあられる方なんです、行きたいけれども迷っておられる方もいっぱいおられるんです。そういうときにケアマネジャーさんの言葉がどれだけ心に染みてとられるか。

在宅しているときに担当のケアマネジャーさんが来られたときに、40分ぐらいご利用者さんが言葉を交わさなくて、ケアマネジャーも要らないと、そういうことを言われるご利用者さんが多いんです。だから、そこら辺のすごい一番下のところのお気持ちとかが全然、ここでお聞かせいただいています、私にとってはそこら辺の言葉が飛び交うことだ

など、すごく初めて参加させていただいて感じています。だから、もう少し人間力、心を、包括の体制強化をされるにしても指導していただきたい、包括のスタッフの方とか。

もう一つ例を言わせていただくと、利用者さんが遠いところに通院されていて、予防の方でしたので包括のケアマネジャーさんが担当でした。そして、近場で探してほしいとお願いしたらケアマネジャーさんが、引っ越してきて移ってきたところなんでわかりません、これで言葉が終わったんですね。私もえっと思って、やっぱり安心して意欲を持って在宅でというのが目標ではないのでしょうか。それをケアマネジャーさんがその言葉で終わったんです。私、その後ですぐそのケアマネジャーさんにお電話をして、包括の。すみませんけれども、引っ越してきましたからわかりませんじゃなく、一生懸命探しますという言葉がどうして出てこなかったんですかということをお願いしたら、いきなり、そんなこと言うたらどうして私たちは仕事するんですかと返ってきたんですね。もうこれで、だめだこの人と思ったんですけれども、やっぱりどっちみち認知症だからとか、物すごくそういう言葉が現場で耳に入ってきています、事業所の中も。だから、もう少しそこから辺のお気持ちを何とかしていただかないと、これから私たち今後支援を受けていくのに安心しては絶対在宅生活を送っていきません。

だから、そのことだけをすごく思いがあって、なでしこの応募の作文に書かせていただいてこうして選んでいただいたんですけれども、今もお聞きしていて、本当にもうこちら辺のお話だけで、一番大事な高齢者の方のお気持ちがいつも何か理解できていないんじゃないかという、そういう気持ちをすごく感じています。

すみません、何か一定その分野分野のことが何もわからないので、もう少し言葉の発し方、目と目を見てきちんと優しい言葉で発していただいて、高齢者の方は理解力がありませんので、やっぱり理解をしていただくように話の仕方を気をつけていただいたり、だからケアマネジャーさんの支援とか、今ここにも包括が載っていましたがけれども、包括のセンター長自体の性格がびっくりするぐらいの方です。もう望んでも無理かというところもありますので、そういうところをもう少し、奥の深いお仕事だと思いますので、自分自身もすごく成長させていただきましたし感謝しています、この仕事について。だから、人生いろんな大変な時期を過ごしてこられた高齢者の方ですので、もうちょっと心を入れてお仕事についていただきたいと思っています。

すみません、よろしく申し上げます。

○白澤委員長

何か事務局、ございますか、法人担当として。

それではどうぞ。

○西崎課長

事業者指導担当課長の西崎です。事業者の指定、指導の担当をしております。

今現在、事業者に対する指導につきましては、集団指導と実地指導の場で行っております。特に集団指導におきまして、虐待防止を中心にですが、人権研修なども行っていると

ころでございます。今おっしゃった内容につきましては、そういった場に生かしていきたいと考えております。

それともう一つ、余りに目に余るようなケースでしたら個別の通報ということでおっしゃっていただければ対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

○白澤委員長

私もおおさか介護サービス相談センターというところの所長をやっているんですが、それは苦情の窓口ですから、苦情の窓口にご連絡をいただければ適切な対応ができると思いますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

ほかにごございませんでしょうか。

なければ、これで終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○司会

白澤委員長、ありがとうございました。

委員の皆様方におかれましても長時間ご審議、ご議論いただき、まことにありがとうございました。

それでは、これをもちまして平成30年度第3回大阪市地域包括支援センター運営協議会を終了させていただきます。本日はまことにありがとうございました。